

羽の情報便

2010年分の申告においても減免措置が適用される可能性があります。来月と2回連載でお届けします。

震災により、住宅や家財などに損害を受けたときは、確定申告で、所得税法の雑損控除、災害減免法による軽減免除による方法のいずれかが有利な方法を選ぶことにより、所得税の全部または一部を軽減することができます。今回の東日本大震災で被災者が所得税の減免の適用を受けるためには、本来ならば、2011年分の所得税の確定申告において対応することになります。しかし、申告期限が延長されることになったため、納税者の選択により2010年分の申告においても減免措置が適用される方向で、検討が進められている模様です。なお、1995年の阪神淡路大震災の際には、1994年分の所得税の確定申告において、減免措置が適用されました。今回は、雑損控除についてご説明します。

所得税法の雑損控除

雑損控除とは、災害などにより、資産について損害を受けた場合等には、一定の金額の所得控除を受けることができる制度です。雑損控除の対象になる資産などの要件は以下の通りです。

< 資産の所有者 >

納税者あるいは納税者と生計を一にする配偶者やその他の親族で、その年の総所得金額等が38万円以下の方。

< 対象資産 >

生活に通常必要な住宅、家具、衣類など。事業用の資産や別荘、書画、骨とう、貴金属等で1個または1組の価額が30万円を超えるものなどは対象外です。

< 控除できる金額 >

次の二つのうちいずれか多い方の金額。

- (1) (差引損失額) - (総所得金額等) × 10% (2) (差引損失額のうち災害関連支出の金額) - 5万円

損失額がその年の所得金額から控除しきれない場合には、翌年以後(3年間が限度)に繰り越して、各年の所得金額から控除することができる。雑損控除は他の所得控除に先だてて控除することとなっています。

< 差引損失額の計算 >

差引損失額 = 損害金額(1) + 災害関連支出の金額(2) - 保険金などにより補填される金額(3)

- 1 損害を受けた時の直前におけるその資産の時価を基にして計算した損害の額
- 2 災害により滅失した住宅、家財などを取壊しまたは除去するために支出した金額など
- 3 災害などに関して受け取った保険のために支出した金額など

雑損控除を受けるためには、確定申告書に雑損控除に関する事項を記載するとともに、災害関連支出の金額の領収を証する書類を添付するか、提示します。給与所得がある場合には、このほかに給与所得の源泉徴収票(原本)を申告書に添付します。



震災に対する租税の減免措置等①

当社の運営サイトのご紹介

経理・会計の情報ポータルサイト
らくらく経理事務! <http://keiri-jimu.srv7.biz>

スタッフブログ更新中!
経理請負人の日々 <http://blog.plus-management.jp>

当社の最新情報が満載!
プラスマネジメントホームページ <http://www.plus-management.jp>

「羽の情報便」メルマガ版も以下サイトからお申し込みいただけます。「羽の情報便」で検索してください。
まぐまぐ! (<http://www.mag2.com/>) melma! (<http://melma.com/>)

税金まめ知識（第46回） 外注費と給与の判定について

支払った経費が、外注費なのか？給与なのか？という論点です。会社が外注費として支払った経費が、給与であると否認されれば、消費税の控除ができなくなり、また源泉所得税の徴収もれという悲劇になります。そして更に、過少申告加算税、不納付加算税、延滞税も付いてきます。だから、税務調査でこの否認は絶対に避けたい部分なのです。勿論、明らかに外注費、明らかに給与という経費は問題ありません。

しかし、会社が外注費と考えている経費に、給与である要素が入り込む場合もあります。そして、外注費なのか？給与なのか？というグレーゾーンになるのです。結論からいうと、完全に明確な線引きはありません。ただし、一定の判断基準はあります。この基準を国税局の資料から列挙しますので、参考にしてください。尚、あくまでも「例示」なので、この点にご注意下さい。

仕事を他人と代わることができるか？	・・・YESなら外注費
仕事に関して、指揮監督を受けるか？	・・・YESなら給与
引渡し前の商品が不可抗力のため駄目になった場合、その人が働いた報酬を請求できるか？	・・・YESなら給与
材料が提供されているか？	・・・YESなら給与
作業用具が提供されているか？	・・・YESなら給与
雇用契約などがあるか？	・・・YESなら給与
場所、時間の拘束を受けるか？	・・・YESなら給与
継続的、断続的に労務の提供があるか？	・・・YESなら給与
その人がリスクを取っている独立した仕事か？	・・・YESなら外注費
営利性があるか？	・・・YESなら外注費
労働基準法の適用を受けるか？	・・・YESなら給与
組織図、配席図に名前があるか？	・・・YESなら給与
役職（部長、課長等）が付いているか？	・・・YESなら給与
社内の規程に従うこととされているか？	・・・YESなら給与
有給休暇はあるか？	・・・YESなら給与
他の従業員と同様の福利厚生を受けることができるか？（社宅など）	・・・YESなら給与
通勤手当の支給を受けているか？	・・・YESなら給与
他の従業員と同様の手当を受けることが可能か？（住居手当など）	・・・YESなら給与
残業手当、賞与はあるか？	・・・YESなら給与
退職金の支給の対象とされているか？	・・・YESなら給与
労働組合に加入できるか？	・・・YESなら給与
支払者からユニフォーム、制服等が支給されているか？	・・・YESなら給与
名刺、名札などにより、会社に属していることが分かるか？	・・・YESなら給与
支払を受ける人の仕事が許認可を要する場合、本人は資格を持っているか？（例：運送業）	・・・YESなら外注費
材料等の在庫を自己管理しているか？	・・・YESなら外注費
報酬の値引き、値上げ等の判断を自分で行うことができるか？	・・・YESなら外注費
その会社以外の顧客があるか？	・・・YESなら外注費
以前に他の会社で同じ仕事を行っていたか？	・・・YESなら外注費
店舗を持ち、一般客にも販売しているものか？	・・・YESなら外注費
その会社以外からの受注を受けることが禁止されているか？	・・・YESなら給与
同業者団体に加入しているか？	・・・YESなら外注費
従業員を雇用している人か？	・・・YESなら外注費
その業務に関する損害保険等に自分で加入しているか？	・・・YESなら外注費
業務に関して、会社のマニュアルに従うこととされているか？	・・・YESなら給与
会社の作ったスケジュールで仕事をしているか？	・・・YESなら給与
仕事を行なう手順、方法などの判断は本人が行うか？	・・・YESなら外注費
本来の業務のほか、会社の命令により、他の業務を行うことがあるか？	・・・YESなら給与
旅費、交通費を会社が負担しているか？	・・・YESなら給与
報酬の最低保障があるか？	・・・YESなら給与
請求書等の作成がされているか？	・・・YESなら外注費
その報酬が材料代等の実費とこれ以外に区分して請求されているか？	・・・YESなら給与
その報酬が経費分も含めて一括で請求されているか？	・・・YESなら外注費

これらから総合的に判断することになります。税務調査で外注費か？給与か？ということは、問題になりやすいテーマです。少しでもグレーゾーンになっている要素があるならば、この基準を参考にし、税務調査で問題にならないようにして下さい。



4月の税務カレンダー

市町村の条例で定める日

軽自動車税の納付
固定資産税（都市計画税）の第1期分の納付



4月11日（月）

3月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

4月15日（金）

給与支払報告に係る給与所得者異動届出



5月2日（月）

2月決算法人の確定申告＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税＞

8月決算法人の中間申告＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税＞（半期分）

2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告＜消費税・地方消費税＞



毎月の電気代でコスト削減 ～月々の電気代を最大40%コストカット！～



毎月お使い頂いている電気の使用量・使用時間・方法等を適切な使用の契約に見直すサービスです。
電力会社への複雑な申請作業は、弊社が全て代行しますのでご安心ください。

成功事例35：居酒屋（年間17.9%の削減）

合理化前		合理化後	
年間の電気料	1,821,848円 / 年	年間の電気料	1,495,952円 / 年

年間の電気料金削減金額 1年間で 325,896円 10年間で 3,258,960円

とにかく電気代削減診断（無料）だけでも弊社にお任せください。
その後、契約変更するか否かは、お客様のご判断です。



ちょっとコーヒープレイク！ 知ってるようで知らないお話。

雑学王のつぶやき (20)

似ているけれど・・・違いは何？



「サラダ油」と「キャノーラ油」

「サラダ油」は、食用植物油のうち0 で5時間以上濁らないという規格を満たしたものを言います。

「キャノーラ油」は、菜種（キャノーラ種）の種子を原料とした食用植物油です。

サラダ油には、コーン油・菜種油・紅花油・ごま油・米油・ピーナッツ油・・・といろんな原料のものがあります。

「中華そば」と「ラーメン」

戦前は、日本のおそば屋さんが多かったことから、日本のそばと区別するために「中華そば」が、食堂でよく使われた「中華そば」と差別化するために中華料理屋さんが「ラーメン」という名前を使いました。

「糸こんにゃく」と「しらたき」

実際のところ材料はほぼ同じです。「糸こんにゃく」は、固まった物を、ところてんの様に押し出して作ります。「しらたき」は、まだ固まってない物を、シャワーのお湯が出る所のようなところから流れるプールの様に流れているお湯に流し込んで作られます。



今月のコラム

今年の桜はなんとなく華やかさに欠けるなあ
〜と思っていたら、あつという間にお花見シー
ズンも終わり、すっかり葉桜になってしまいま
した。震災の影響もあつてか、なんとなく綺麗
なものや美しいものを観ても感動する余裕すら
失っていたのかもしれない。こんなことでは
いけませんね。がんばれニッポン！です。

昨今の電力事情で世間を騒がせた輪番停電も
今月に入ってなくなり、少し穏やかな生活に戻
りつつあります。でもこんな安堵の日々も夏の
到来で一気に吹っ飛んでしまいかもしれません
ね。今年の夏はエアコンの恩恵は望めそうもあ
りません。名実ともに本当に「暑い夏」になり
そうです。まあ、エアコンや扇風機などという
発明品がなかった昔を思えば、夏は暑いに決
まっていますし、うちわも扇子もあります。電
気やきれいな水や空気はあつて当たり前だと
思っていました。これらがなくともこんな不便
だということ日本人は初めて身にしみまし
た。今から体力を整えて、万全でこの夏を迎え
たいものです。ゴールデンウィークはスポー
ツで汗を流し、気分転換リフレッシュしたいと
思っています。



会計経理事務コストを大幅カット！

- 記帳作成・決算処理からコンサルティングまで、事業をサポートし、確定申告の負担を解消いたします -

記帳代行サービス料金

個人：入会金 10,500円 月額 7,350円～ 決算月 10,500円～

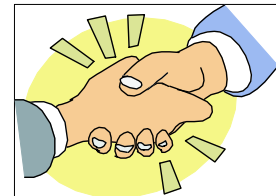
法人：入会金 10,500円～ 月額 15,750円～ 決算月 52,500円～
個人・法人ともに入会金は初年度のみ頂戴いたします。

伝票貼付サービス料金

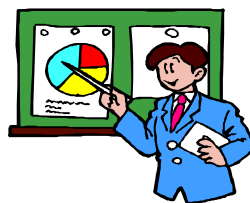
月額 3,150円～

領収書、レシート等の貼り付け

領収書等を整理・貼付し、ファイルにまとめます。



- ・会社名： プラスマネジメント株式会社
- ・設立： 平成17年7月
- ・資本金： 1000万円
- ・業務内容： 経理・記帳代行業務
経理事務派遣業務
生命保険の募集に関する業務
光熱費削減に関するコンサルティング
- ・住所： 〒110-0016 東京都台東区台東1-33-6
セントオフィス秋葉原8F
- ・連絡先： 電話0120-979-987 / Fax03-5818-3766
info@plus-management.jp
http://www.plus-management.jp



4月です。
リフレッシュして頑張りましょう。

